広島市公共施設命名権取得者公募要項

令和８年１１月

広　島　市

目　次

１　公募対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１

２　応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１

３　応募内容等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１

４　契約条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１

５　応募書類の提出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　２

６　命名権導入に伴う名称看板の変更等・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　２

７　審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　３

８　審査結果等の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　３

９　契約の締結及び解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　３

10　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　４

11　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　４

12　別紙１（命名権取得者公募対象施設一覧）・・・・・・・・・・・ Ｐ　５

13　別紙２（命名権取得者公募対象施設個票）・・・・・・・・・・・ Ｐ　７

14　別紙３（応募書類一覧表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ 61

15　様式集

様式１（命名権取得応募申込書）・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ 63

様式２－１（応募者の概要・法人用）・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ 64

様式２－２（応募者の概要・法人以外用）・・・・・・・・・・・・ Ｐ 65

様式３（役員名簿）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ 66

様式４（過去の法令違反の状況）・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ 67

様式５（社会貢献及び地域貢献活動の状況）・・・・・・・・・・・ Ｐ 69

様式６（質問書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ 70

１　公募対象施設

別紙１（施設の詳細は別紙２を参照してください。）のとおり。

２　応募資格

⑴　広島県内に本社若しくは支店又はこれに準ずる事業所を有すること。
　法人以外の者にあっては、応募者又は応募団体の代表者の住所地が広島県内にあること。

⑵　次のアからエのいずれにも該当しないこと。

ア　広島市広告掲載基準第２条に規定する規制業種又は事業者に該当する者

イ　国税、都道府県税又は市町村税(※)の滞納がある者
　※　本社が広島県外にある法人の場合：本社所在地の都道府県税及び市町村税並びに広島県税及び広島県内の市町村税

ウ　広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件のいずれかに該当していると認められる者

エ　指定管理者制度導入施設については、命名権導入時の指定管理者の事業目的と競合関係にある者

３　応募内容等

⑴　命名権の取得を希望する施設

⑵　契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）

⑶　呼称使用希望期間

⑷　呼称案及びその理由

４　契約条件等

⑴　命名権の取得を希望する施設
　別紙１に記載してある対象施設から選んでください。

⑵　命名権料

ア　命名権料は、応募した契約希望金額に消費税及び地方消費税を加えた額とします。契約希望金額は、年間 100 万円以上の額としてください。
　ただし、次に掲げる施設については、年間 50 万円以上の額としてください。
　(ｱ) 運動広場（戸坂運動広場及び沼田運動広場を除く。）
　(ｲ) 庭球場（新宮苑庭球場を除く。）
　(ｳ) 市民農園
　※　金銭だけでなく、物品や役務の提供等も可能ですが、価格換算して下限額以上に相当するものに限ります。

イ　命名権取得者は、契約期間中、各年度の命名権料を前年度の３月末までに支払うものとします。ただし、年度途中から呼称の使用を開始する場合には、月割りした命名権料を使用開始の前月末までに支払うものとします。

⑶　呼称使用期間

ア　３年以上を原則とします。

イ　命名権取得者は、次期契約について、更新前の契約条件を基準として、経済事情等諸般の事情を考慮し、命名権取得者と市が協議の上、契約を更新することができます。

⑷　呼称

ア　条例に規定する施設の名称は変更せず、施設の呼称として、企業名、商品名（ブランド）等を付けることができます。

イ　指定管理者制度導入施設については、命名権導入時の指定管理者の事業目的と競合する企業の名称等を呼称として使用することができません。

ウ　一般に、使用の目的（例：○○公園、○○ホール）が分かる呼称としてください。

エ　広島市広告掲載要綱第５条並びに広島市広告掲載基準第３条及び第４条で広告掲載を行わないことが規定されている内容に該当する呼称は使用できません（例：政治性又は宗教性のある呼称、個人の氏名を呼称とするもの）。

オ　呼称は、後記７⑴の審査委員会による命名権取得候補者の審査の後、必要な場合は、部分的な修正を依頼することがあります。

カ　決定した呼称及びロゴマークに関する知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第２条第２項に規定する権利をいう。）は、市が無償で使用できるものとします。

キ　契約期間中の呼称変更はできません。

５　応募書類の提出等

⑴　応募書類の提出

ア　受付

月曜日から金曜日（祝日等閉庁日を除く。）

午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

応募書類の提出があった時点で、その応募の対象施設に係る受付を終了します。

イ　提出方法

別紙２に記載している各対象施設の担当課へ応募書類を持参、郵送（特定記録郵便）又は宅配により提出してください。

ウ　応募書類及び提出部数

別紙３のとおり。

⑵　質問の受付等

ア　受付方法

別紙２に記載している各対象施設の担当課に電話連絡の上、質問書（様式６）により、電子メール又はＦＡＸにより提出してください。

イ　回答方法

市ホームページに随時掲載します。

この回答は、本公募要項の追加又は修正とみなします。

６　命名権導入に伴う名称看板の変更等

命名権導入に伴う名称看板の変更等に係る主な留意事項については、次のとおりです。

⑴　施設の名称看板の変更及び維持管理に係る費用は、命名権取得者の負担とします。

⑵　命名権取得者は、自己の費用負担により、市に対して新たな呼称看板の設置を提案することができます。ただし、広島市屋外広告物条例等に基づき、呼称看板の大きさ、色彩、設置場所などに一定の制限が生じるとともに、別途手続が必要となる場合があります。

⑶　広島市屋外広告物条例に基づく申請が必要となる場合には、申請の手続を命名権取得者、本市のいずれが行うときにも、命名権料とは別に申請手数料相当額を命名権取得者の負担とします。

⑷　契約期間終了後の原状回復に係る費用は、命名権取得者の負担とします。

⑸　市は、命名権による呼称の使用に努めます。ただし、利用者の混乱を避けるため、当分

の間、呼称に条例上の名称を併記する場合があります。また、市が作成するパンフレットや封筒等の印刷物、ホームページの表示変更などに係る費用は、市が負担しますが、既存の印刷物からの移行時期などは別途協議します。

⑹　敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、可能なものについて行っていただきます。また、その場合、市や関係機関が表示変更を行い、実費を負担していただくことがあります。

⑺　指定管理者が作成するパンフレットや封筒等の印刷物、ホームページの表示変更などに係る費用が新たに生じる場合には、命名権取得者の負担とします。

⑻　呼称の使用開始以降に開催されるイベントであっても、命名権取得者決定時に、イベント開催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに呼称を表示することはできません。

7　審査方法

⑴　審査委員会の設置

審査委員会を設置し、提出された応募書類に基づいて命名権取得候補者の適格性等について審査を行います。

⑵　審査項目

審査項目は次のとおりです。

項　目	
①適格性	・経営状況等（命名権料を支払う能力があるか） ・社会貢献及び地域貢献活動の状況 ・コンプライアンスに関する状況
②名称	・施設の呼称としてのふさわしさ （市民にとって親しみやすいか、浸透しやすいか）
③契約希望金額	・年間下限額以上の金額提示

8　審査結果等の公表

⑴　審査結果は、全ての応募者に通知するとともに、公表します。

⑵　公表内容は、命名権取得予定者の名称・所在地・代表者氏名、施設の呼称、命名権料、呼称使用期間とします。その他の応募書類の内容や命名権取得予定者に決定しなかった者の応募書類の内容については、公文書開示請求が提出された場合、広島市情報公開条例に基づき取り扱います。

⑶　審査委員会の審査内容は非公開とします。審査結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じられません。

9　契約の締結及び解除

⑴　命名権取得予定者を公表後、速やかに市と命名権取得予定者の間で契約を締結します。

⑵　命名権取得予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。

ア　前記２の応募資格を欠くことが認められる事実が明らかになったとき。

イ　社会的に著しい不祥事を起こしたときや反社会的行為を行ったとき、又は明らかに当該行為を行ったと類推されることにより呼称の使用が困難になったとき。

⑶　契約を締結した後であっても、応募の手続きに不正があることが発覚したとき、契約に違反したとき又は上記⑵ア若しくはイに該当した場合は、契約を解除します。その場合に

おいては、既納の命名権料は返還しません。

10　留意事項

⑴　１者で複数の施設の応募をすることができますが、呼称が類似するなど施設の特定が困難にならないよう注意してください。

⑵　応募に係る費用は全て応募者の負担とします。また、提出された応募書類は、理由を問わず返却しません。

⑶　応募者は、応募を行ったことにより、本公募要項の各条件を受諾したものとみなします。

⑷　応募に当たっては、別紙２において施設ごとに定めている「呼称に係る留意事項」等を遵守してください。

11　その他

別紙１に記載されていない施設について、命名権の取得希望があれば、財政局財政課（電話 082-504-2074）にご相談ください。

別紙１

命名権取得者公募対象施設一覧

１　南区民文化センター、南区図書館（Ｐ７）
２　安佐北区民文化センター、安佐北区図書館（Ｐ９）
３　佐伯区民文化センター、佐伯区図書館（Ｐ12）
４　まんが図書館（Ｐ15）
５　安佐北コミュニティセンター（Ｐ17）
６　安佐北多目的交流広場（Ｐ18）
７　吉島屋内プール（Ｐ19）
８　南区スポーツセンター（Ｐ20）
９　東雲屋内プール（Ｐ21）
10　宇品体育館（Ｐ22）
11　出島屋内プール（Ｐ23）
12　安芸区スポーツセンター（Ｐ24）
13　佐伯区スポーツセンター（Ｐ25）
14　湯来体育館（Ｐ26）
15　クアハウス湯の山（Ｐ27）
16　戸坂運動広場（Ｐ28）
17　祇園運動広場（Ｐ29）
18　大町東庭球場（Ｐ30）
19　沼田運動広場（Ｐ31）
20　筒瀬運動広場（Ｐ32）
21　湯来運動広場（Ｐ33）
22　湯来南運動広場（Ｐ34）
23　上河内運動広場（Ｐ35）
24　下河内運動広場（Ｐ36）
25　戸坂庭球場（Ｐ37）
26　沼田庭球場（Ｐ38）
27　湯来庭球場（Ｐ39）

28　湯来南庭球場（Ｐ40）

29　上河内庭球場（Ｐ41）

30　下河内庭球場（Ｐ42）

31　新宮苑庭球場（Ｐ43）

32　吉島体育館（Ｐ44）

33　高陽体育館（Ｐ45）

34　河内体育館（Ｐ46）

35　中小企業会館総合展示館（Ｐ47）

36　見張市民農園（Ｐ49）

37　三田市民農園（Ｐ50）

38　三国市民農園（Ｐ51）

39　上安バスターミナル（Ｐ52）

40　安佐動物公園動物科学館（Ｐ53）

41　植物公園大温室（Ｐ54）

42　竜王公園（Ｐ55）

43　可部運動公園（Ｐ56）

44　瀬野川公園（Ｐ57）

45　佐伯運動公園（Ｐ58）

46　大芝公園交通ランド（Ｐ59）

47　市営さん橋（Ｐ60）

※１　（　）は、各施設の概要等を示した個票のページ数を示す。

※２　合築施設については一つの募集単位として整理する。なお、対象施設数は 50 である。